

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
- 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県病院局 二
- 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 二
- 福島県公安委員会 二
- 福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則 二

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則、人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

福島県規則第五十八号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第九十条の三第二項中「郵便局株式会社法（平成十七年法律百号）第二条第二項に規定する郵便局（一）を「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社）の営業所であつて」に改め、「を営む郵便局株式会社）の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限る」を「をいう」に、

福島県知事 佐藤 雄 平

「郵便局」というを「同じ」に改める。

第二百四十三条第二項第三号中「第九条第十五号ロ」を「第九条第二十一号ロ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二百四十三条第二項第三号の改正規定は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（入札監理課）

福島県規則第五十九号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「郵便局株式会社法（平成十七年法律百号）第二条第二項に規定する郵便局（一）を「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社）の営業所であつて」に改め、「を営む郵便局株式会社）の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限る」を「をいう」に、「郵便局」というを「同じ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

（税 務 課）

福島県規則第六十号

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則（平成十七年福島県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号二中「第二条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律百四十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の業務」を「第二条第一号に規定する放送の業務」に改める。

第十七条第一号キ中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に、「再委託業務を行う施設」を「簡易郵便局」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二条第四号ニの改正規定は、公布の日から施行する。

福島県規則第六十一号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成七年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表11の項(2)ア中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(高輪福祉課)

福島県規則第六十二号

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 納入期限が平成二十四年十月一日から平成二十六年三月三十一日である入学検定料及び入学科（福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発短期大学の専門課程又は福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発校の普通課程に係るものに限る。）の免除を受けることができる者は、第十三条第一項に定める者のほか、学費負担者が平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた区域（東京都の区域を除く。）に、同日において居住していた者とする。

5 前項の規定の適用がある場合における第十四条第二項第二号の適用については、同号中「前条第一項又は同条第二項第一号若しくは第二号」とあるのは、「附則第四項」とする。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 9月28日

福島県病院局 事業管理者 高地 英 夫

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように

改正する。

第49条中「郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第2項に規定する郵便局(」を「郵便局(簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて)」に改め、「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限定」を「をいう」に改める。

第53条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第186条第2項第3号中「第9条第15号ロ」を「第9条第21号ロ」に改める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第186条第2項第3号の改正規定は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日又はこの規程の公布の日いずれか遅い日から施行する。

(病院総務課)

福島県公安委員会

福島県設置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9月28日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第6号

福島県設置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

福島県設置違反金に係る納付命令等に関する規則（平成18年福島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第9号(裏)中「郵便局(」の次に「郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限定」を「をいう」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(交通指導課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷